

# 会津保健所禁煙治療実施医療機関情報ホームページ運用要領

## 1 目的

受動喫煙の防止について定めた健康増進法の施行（平成15年5月1日）や喫煙による健康被害についての認識が高まるなか、禁煙を希望する喫煙者に対し、禁煙外来を行っている医療機関の情報を会津保健所ホームページにおいて提供する。

## 2 禁煙外来の定義

本要領における「禁煙外来」は、下記要件を満たすものとする。

「基礎疾患の治療の延長として禁煙指導を行っているだけでなく、特に基礎疾患のない禁煙希望者に対しても、カウンセリング、禁煙補助剤の処方等の禁煙指導に依拠していること。」

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出を行っているかは問わない。

## 3 提供情報項目

下記情報について提供を行う。

- (1) 医療機関名、住所、電話番号
- (2) 診療科名
- (3) 禁煙外来の曜日及び時間
- (4) 予約制の有無及び予約連絡先電話番号
- (5) 保険診療又は自由診療の別
- (6) その他の情報

## 4 掲載医療機関申請

掲載を希望する医療機関は、申請書（別紙）により、福島県会津保健所健康増進課に申請書を提出する。

申請後申請内容の変更等があった場合も同様に届け出るものとする。

## 5 ホームページの運営

ホームページの運営は、福島県会津保健所健康増進課において行う。

## 6 その他

その他、会津保健所禁煙治療実施医療機関情報ホームページの運営に必要な規定は、福島県会津保健所長が定めるものとする。

## 附 則

- 1 本要領は、平成19年5月21日から施行する。
- 2 本要領は、平成20年12月24日から施行する。